

## 諸届の提出方法及び提出期限について

郵送でお願いします。

来訪でのご提出はお控えください。

毎年3月～5月の時期は、加入者・退職者・施設の新設等の届出書類が集中いたします。

そのため円滑な事務処理が行えるよう令和6年3月15日～5月31日までの期間に提出される書類については、郵送していただきますようお願いいたします。

窓口での書類のご提出はお控えください。なにとぞご理解の程よろしくお願い申し上げます。

退職・異動・入会申込等の共済会の諸届出と福祉医療機構の「退職手当金請求書・被共済職員退職届」については、各施設・個人分をまとめて(同封して)共済会まで提出してください。

また、令和6年度の諸届の4月受付は、4月30日(火)到着分までです。

消印有効ではございませんので、ご注意ください。

(例1) 4月25日に投函し、4月30日(火)に共済会到着 … 4月受付

(例2) 4月25日に投函し、5月1日(水)に共済会到着 … 5月受付

土日祝の  
普通郵便配達は  
ありません

ご注意ください



## 介護費用見舞金の変更について

令和6年4月1日以降の事故発生日分から、介護費用見舞金給付制度が見直され、介護費用助成金を廃止し、対象者の範囲も変更することになりました。

詳しくは下記をご確認ください。

### 【変更内容】

|     | 令和6年3月31日まで  | 令和6年4月1日から  |
|-----|--|---|
| 種類  | 見舞金：5万円<br>助成金：5万円以内                                 | 変更なし<br>廃止  |
| 対象者 | 2親等以内<br>父母（義父母）・子・祖父母（義祖父母）等                        | 1親等の内、父母（配偶者の父母）・子<br>共済会一般給付金給付規程の死亡弔慰金と同じ         |
| 適用  | 2024/3/31 までの事故発生日 <sup>注1</sup><br>※会員になって新たに発生したもの | 2024/4/1 以降の事故発生日 <sup>注1</sup><br>※会員になって新たに発生したもの |

注1) 事故発生日とは…

1. 介護保険被保険者証がある場合は、その「認定年月日」
2. 介護保険被保険者証がない場合は、介護保険要介護認定・要支援認定結果等通知書に記載されている「認定日」
3. 介護保険被保険者証がない場合は、医師による診断書（介護費用見舞金用）に記載されている「介護が必要になった日」

## 基準給与算定基礎届について

「基準給与算定基礎届」内で行追加や記載項目を修正された場合、データ登録には反映されてお  
りませんので、それぞれに対応するお届け【010入会申込書・020脱退届兼給付請求書・030施設  
変更届（継続）・040休職・復職届・050届出事項訂正変更届（氏名を変更した時やその他ご登録情  
報を訂正したい時）等】を必ず行ってください。

また、等級が前年度と変わらない場合においても「基準給与算定基礎届」または「060基準給与  
改定届」のご提出をお願いしております。